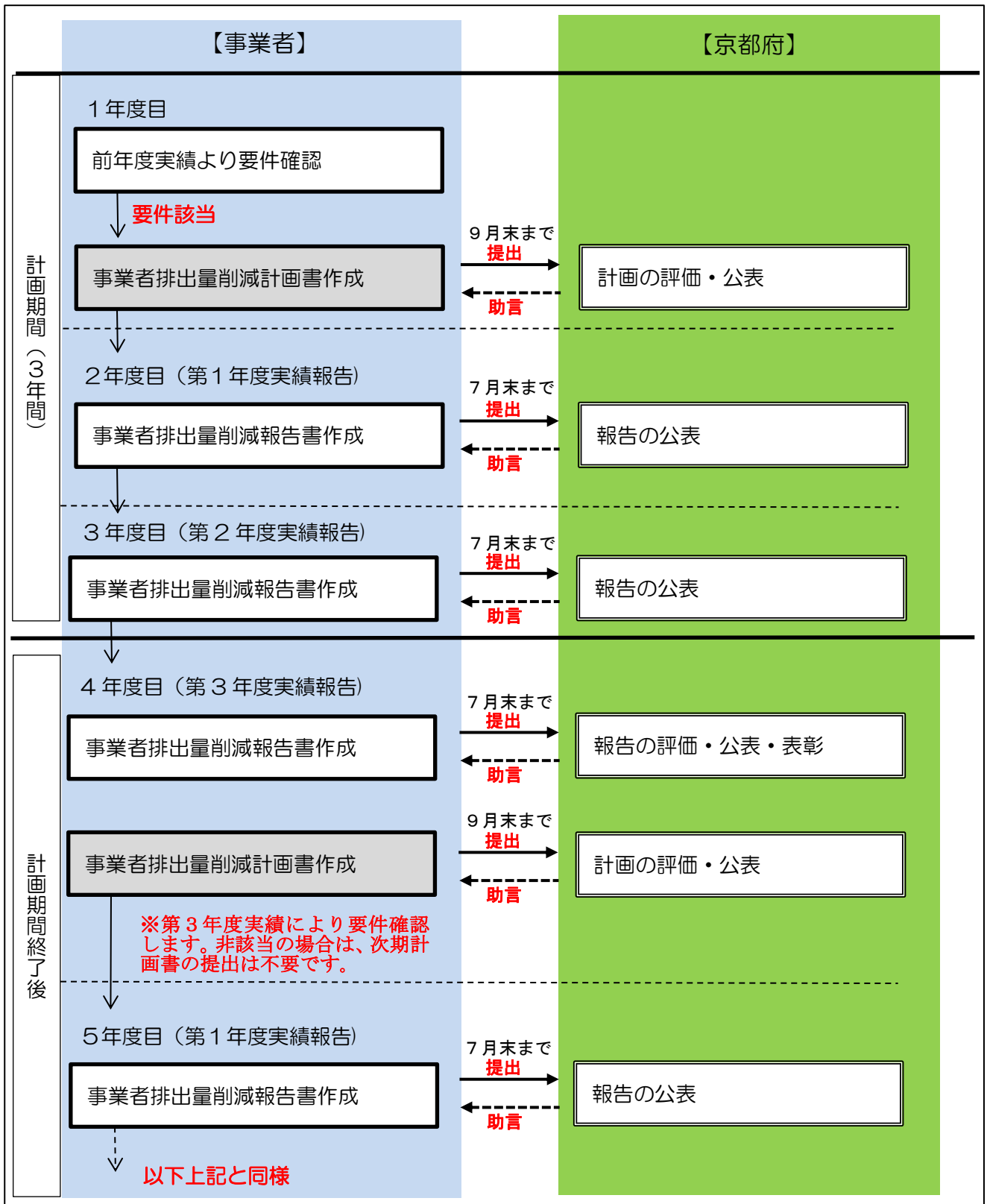


手続きの流れ

制度に係るスケジュールは、以下のとおりです。



※計画期間は固定されています。

(第一計画期間：2011～2013年度、第二計画期間：2014～2016年度

第三計画期間：2017～2019年度、第四計画期間：2020～2022年度)

計画期間中に、新たに特定事業者に該当した場合は、該当年度に事業者排出量削減計画書を提出いただき、翌年度以降から計画期間の3年目までの事業者排出量削減報告書を提出ください。

※京都府より計画書・報告書の内容によっては、助言等を行う場合があります。